



DX 審査支払機構からのご案内

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構熊本審査委員会事務局

令和 8 年 10 月号

令和 8 年 10 月

令和 8 年 11 月

① 診療（調剤）報酬請求書等の受付

オンライン請求利用可能期間 (土・日・祝日も送信可能です)	5 日 (月) ~ 7 日 (水) 8:00~21:00 8 日 (木) ~10 日 (土) 8:00~24:00					5 日 (木) ~ 7 日 (土) 8:00~21:00 8 日 (日) ~10 日 (火) 8:00~24:00				
	「請求確定」は毎月 10 日までにはお願いします。 ASP 結果の訂正は、毎月 12 日の 21 時までにはお願いします。									
電子媒体・紙レセプト受付日	6 日 (火)	7 日 (水)	8 日 (木)	9 日 (金)	10 日 (土)	6 日 (金)	7 日 (土)	8 日 (日)	9 日 (月)	10 日 (火)
	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○
○：開所 ×：閉所 受付時間：9:00~17:30 郵便等により提出される場合は、毎月 10 日までの必着でお願いします。										

② 紙帳票の発送予定日（電子媒体又は書面による請求の医療機関等）

増減点連絡書等	10 月 5 日 (月)	8 月診療分	11 月 4 日 (水)	9 月診療分
当座口振込通知書	10 月 5 日 (月)	7 月診療分	11 月 4 日 (水)	8 月診療分

③ データ提供日（オンライン請求医療機関等）

対象帳票	ダウンロード 可能期間	提供日	診療月	提供日	診療月
振込額明細等	3 か月	10 月 15 日（木）	8 月診療分	11 月 15 日（日）	9 月診療分
当座口振込通知書等 (CSV)		10 月 22 日（木）		11 月 21 日（土）	
当座口振込通知書等 (PDF)					
返戻レセプト	12 か月	10 月 5 日（月）		11 月 5 日（木）	
再審査等返戻レセプト					
増減点連絡書等 (CSV)					
支払関係帳票（PDF）					

オンライン請求システムからのダウンロードのお願い

返戻レセプト等は配信から 3 か月間ダウンロードが可能となりますので、早期にご確認願います。
なお、増減点連絡書等 (CSV) と支払関係帳票 (PDF) は 12 か月間ダウンロードが可能です。

④ 当月請求レセプトの取下げ期限日

※当月請求のレセプトの取下げ依頼は、取下げ期限日までに再審査等請求書（取下げ）の提出をお願いします。

再審査等請求書（取下げ）の DX 審査支払機構ホームページ掲載場所：トップページ→様式集→医療機関・薬局・訪問看護ステーションの方→「5. 再審査」

電子レセプトで請求した場合	10 月 21 日 (水)	11 月 20 日 (金)
紙レセプトで請求した場合	10 月 16 日 (金)	11 月 13 日 (金)

⑤ 特定健診・特定保健指導データの送信（提出）締切日

オンライン	10 月 5 日 (月) 利用時間 9:00~21:00	11 月 5 日 (木) 利用時間 9:00~21:00
電子媒体	10 月 5 日 (月) 利用時間 9:00~17:30	11 月 5 日 (木) 利用時間 9:00~17:30

⑥ 支払予定日

診療（調剤）報酬等	10 月 21 日 (水)	8 月診療分	11 月 20 日 (金)	9 月診療分
特定健診・特定保健指導費				
出産育児一時金等	正常分娩 (10 日提出)	10 月 6 日 (火)	9 月提出分	11 月 5 日 (木)
	正常分娩 (25 日提出) 異常分娩	10 月 21 日 (水)		11 月 20 日 (金)
				10 月提出分

DX 審査支払機構ホームページに熊本県の情報を掲載しています。

「DX 審査支払機構からのご案内」「ブロックにおける審査上の取扱い」「医療費助成事業の事業内容」 など

◆トップページ → 都道府県情報 → 日本地図または都道府県一覧の「熊本県」よりご覧いただけます。

DX 審査支払機構ホームページに DX 審査支払機構が受託している医療費助成事業を掲載しています。

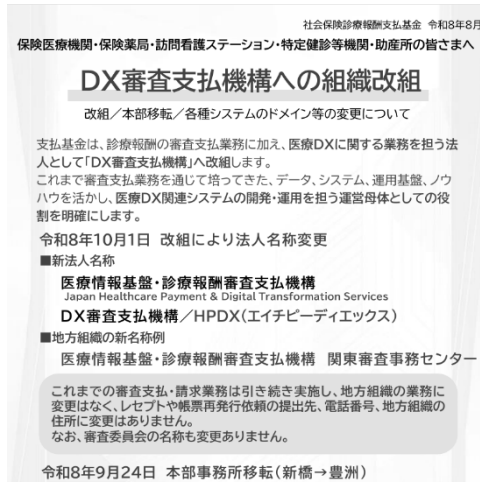
◆トップページ → 診療報酬等の請求・支払 → 医療費助成事業関係業務 → DX 審査支払機構が受託している医療費助成事業

令和8年10月支払基金はDX審査支払機構になりました

令和8年10月1日に社会保険診療報酬支払基金は、診療報酬の審査支払と医療DXに関する業務を担う法人として、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（略称：DX審査支払機構）に改組しました。

DX審査支払機構ホームページでは、変更となる事項を特設ページやリーフレットとして公開していますので、ぜひご覧ください。

DX審査支払機構ホームページURL
<https://www.hpdx.or.jp/>



法人名称変更による振込依頼人名の変更について

改組による法人名称変更に伴い、令和8年10月1日から診療報酬等をお支払いする際の振込依頼人名が変更になります。

※変更前後の振込依頼人名については、セキュリティ対策の観点から公表を控えさせていただいておりますことご理解願います。

電子証明書に関する重要なお知らせ

◆オンライン資格確認等システム・オンライン請求システムでお使いの電子証明書の有効期限は、発行日から3年3か月です。お使いの電子証明書の有効期限をご確認ください。

➡ 電子証明書有効期限の確認方法

- ・ 電子証明書発行通知書（新規発行時に郵送される書類）の3ページ（2枚目）以降に記載されています。
- ・ 医療機関等向け総合ポータルサイトにログインして、電子証明書申請状況照会画面から確認できます。

電子証明書の発行等申請の手引きの「2.2 電子証明書申請状況照会画面」を参照してください。

電子証明書の発行等申請の手引きはこちら↓

https://iryohokenjyoho.hpdx.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011320



◆有効期限切れの場合、電子証明書の再設定完了まで、オンライン資格確認等システム・オンライン請求システムが利用できなくなります。オンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局ユーザーマニュアルの「3. 電子証明書の更新手続き」を参照して、更新手続きを行ってください。更新手続きは、有効期限が90日未満となった場合に実施できます。

ユーザーマニュアル（抜粋版）はこちら↓

https://iryohokenjyoho.hpdx.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011320



◆電子証明書を新規発行した際には、発行通知書を定形郵便物で郵送しており、以下の費用がかかります。（郵送手数料について、令和8年度より訪問看護ステーションも対象となります。）

- ・ 電子証明書発行料（1枚当たり） 1,500円（税込）
- ・ 郵送手数料（1通当たり） 792円（税込）

なお、更新は発行通知書が送付されないため、電子証明書更新料（1枚当たり）1,500円のみとなります。

発行所 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構熊本審査委員会事務局
〒860-8533 熊本市中央区本荘町 667-1
TEL 096-364-0105（代表）
FAX 096-364-9685

発行 令和8年10月1日

「医療費助成事業」の新規受託について(お知らせ)

■実施機関番号

宇城市	ひとり親	83.43.014.0
玉名市	ひとり親	83.43.018.1
美里町	ひとり親	83.43.151.0

■新規で受託する医療費助成事業の概要

	区分	法別	対象者	自己負担	
				入院	入院外
宇城市	ひとり親	83	ひとり親家庭などの父または母(扶養する児童が20歳に達する誕生日まで)や児童(18歳に到達した日以降の最初の3月31日まで)ただし、入院、70歳以上、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上及び他公費との併用の場合は対象外(償還払い)とする	対象外	保険診療における医療費の一部負担金の3分の1
玉名市	ひとり親	83	ひとり親家庭などの父または母(扶養する児童が20歳に達する誕生日まで)や児童(18歳に到達した日以降の最初の3月31日まで)ただし、入院、70歳以上、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上及び他公費との併用の場合は対象外(償還払い)とする	対象外	保険診療における医療費の一部負担金の3分の1
美里町	ひとり親	83	ひとり親家庭などの父または母(扶養する児童が20歳に達する誕生日まで)や児童(18歳に到達した日以降の最初の3月31日まで)ただし、入院、70歳以上、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上及び他公費との併用の場合は対象外(償還払い)とする	対象外	保険診療における医療費の一部負担金の3分の1

※助成内容の詳細については各自治体HPをご参照願います

■受託年月：令和8年11月診療分

■対象医療機関等：県内の医療機関等

■その他

- (1) 各市町村が実施している医療費助成事業につきましては、助成内容(対象年齢、自己負担等)が異なりますので、窓口において受給資格者証の提示を受けた場合は、必ず記載内容の確認をお願いいたします。
- (2) 医療費助成事業の新規受託に伴い、現在ご使用の医事システムによる受付業務等に支障のないよう必要に応じて変更等をお願いいたします。